

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 実施方針に関する意見

No.	ページ	項目番号	項目	意見
1	1	第1章 1 (5)① (ア)	本施設の設計及び建設に関する業務	(ア) 事前調査について、貴市で平成28年度に実施された「廃棄物処理施設基本設計業務委託 測量調査報告書及び地質調査報告書」を閲覧ではなく、公表または応募者へデータ提供いただくことはできないでしょうか。
2	1	第1章 1 (5)① (オ)	本施設の設計及び建設に関する業務	(オ) 生活環境影響調査について、貴市で実施された現況調査の結果を閲覧または公表または応募者へデータ提供いただくことはできないでしょうか。
3	14	第2章 6	契約に関する基本的な考え	<p>最近のPFI事業において、基本協定や事業契約のなかで不正行為等によるものや各業務に起因する違約金や損害賠償の支払義務について、構成員間の連帯責任を求めたり、SPCと構成員間で連帯責任を負わせるケースが見受けられます。</p> <p>各構成員にとって他社にかかわる事由から生じるコントロール不能のリスクを負わされることになり、また、違約金相当額も多額なため大きな参入障壁となっています。</p> <p>より良い事業化のため、地元企業の参加をはじめ多くの事業者が本事業への参加を検討できるような枠組みを採用していただきたいと考えますので、事例にあるような過度な連帯責任の負担を民間事業者には負わせない方針で事業化のご検討をお願いします。</p>
4	28	資料2 1	制度関連リスク	制度関連リスクの「許認可取得」では「10 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの」は事業者の主負担となっておりますが、事業者の責によらない遅延（例えば不可抗力等）も想定されることから、この場合の遅延を稚内市様と分担する等の項目を検討していただけないでしょうか。
5	29	資料2 4	運営・維持管理段階	「運営・維持管理リスク」のでは、受入廃棄物の性状や量に大きな変動があった場合、施設の損傷や性能に不適合が発生する恐れがあります。これらの項目に関するリスク分担のご検討はできないでしょうか。